

平成28年度分市県民税 申告受付会場および日程

地区	会場	受付期間	地区	会場	受付期間
神和	二神分館	1月27日(水)	河野	河野公民館	2月18日(木)・19日(金)
	元怒和分館	1月28日(木)	五明	五明支所	2月19日(金) 9時30分～12時
	津和地分館	1月29日(金)	浮穴	浮穴支所	2月22日(月)・23日(火)
浅海	浅海公民館	1月27日(水)	石井	北土居分館	2月22日(月)
立岩	立岩公民館	1月29日(金)		古川分館	2月23日(火)
堀江	堀江公民館	2月1日(月)・2日(火)	荏原	石井支所	2月24日(水)～26日(金)
三津浜	市地域交流センター (三津浜支所2階)	2月1日(月)～3日(水)		荏原公民館	2月23日(火)・24日(水)
			味生	味生公民館 (味生ふれあいセンター内)	2月25日(木)・26日(金)・ 29日(月)
宮前	興居島支所	2月3日(水)	日浦	日浦公民館	2月26日(金)
由良	泊公民館	2月3日(水) 13～16時	余土	JA松山市 余土支所 (余土ビル1階)	2月29日(月)・ 3月1日(火)
泊	潮見公民館	2月4日(木)	坂本	坂本公民館	3月1日(火)
潮見	桑原公民館	2月4日(木)・5日(金)	西中島	熊田集会所	3月1日(火)
桑原	JAえひめ中央 道後支所	2月5日(金)	東中島	中島支所	3月2日(水)
道後	和気公民館	2月8日(月)・9日(火)	北条	北条コミュニ ティセンター	3月2日(水)～4日(金)
和気	小野公民館	2月8日(月)～10日(水)			
小野	睦月分館	2月10日(水) 9時30分～14時	難波	JAえひめ中央 垣生支所	3月3日(木)・4日(金)
	睦野	野忽那分館			
睦野	高浜	松山観光港 ターミナル (2階研修室)	全地区	市役所本館 11階	3月7日(月)～11日(金)・ 14日(月)・15日(火) 8時45分～17時
高浜	湯山支所	2月12日(金)	●申告受付時間(時間の記載のない会場)は9時30分～15時		
湯山	久枝公民館	2月15日(月)・16日(火)	●は前年から申告会場が変更になっています		
久枝	久米南久米分館	2月15日(月)～17日(水)	●各会場とも大変な混雑が予想されます。駐車場には限りがありますので、公共交通機関や徒歩・自転車などでご来場ください		
久米	粟井公民館	2月16日(火)・17日(水)			
粟井	伊台支所	2月17日(水)			
伊台	生石公民館	2月18日(木)・19日(金)			
生石					

市県民税の申告は **3月15日 火**まで  
税の申告と納付はお早めに

市県民税の申告が始まります。締め切りが近くなると申告会場が大変混雑しますので、早めに申告をお願いします。

申告に必要なもの

- ①市県民税の申告書
- ②印鑑
- ③給与・年金所得者は原則、源泉徴収票
- ④事業所得者は、所得計算に必要な帳簿、領収書など
- ⑤その他の所得者は、所得金額を証明できるもの
- ⑥国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの領収書
- ⑦生命保険料、簡易保険料などの控除証明書
- ⑧地震保険料、共済掛金などの控除証明書
- ⑨医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額の分かるもの
- ⑩障害者控除を受ける人は、障害・精神・療育手帳または本市などが発行する「障害者控除対象者認定書」など
- ※⑥～⑨は、平成27年1月1日～12月31日までに支払ったものに限ります

【対象】平成28年1月1日現在、市内に住んでいた人。ただし次のいずれかに該当する人は除きます▼所得税の確定申告をする人▼給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市に提出さ

【日時・会場】左表のとおり。会場では申告できなかった人は、直接または郵送で、申告書と申告に必要なもの(左記)を添えて〒790 85

71 市民税課(市役所本館2階)に申告してください

【その他】学生や所得がなかった人で申告書が届いた場合は、申告書裏面の必要事項を記入し、市民税課へ提出または郵送してください。非課税証明書などを発行する基礎資料となります

▼前年中の所得を申告していない場合は、所得証明書などの即日発行ができません

▼年金所得者で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合は、市県民税の申告が必要になります

▼2月1日(月)～3月15日(火)まで所得税の確定申告も受け付けますが、年金や給与所得の簡易な還付申告に限りません

☎市民税課 948 6291  
6298・FAX 934 1802

**振り込め詐欺にご注意を**

市税催告センターでは電話で納付を呼び掛けていますが、ATM(現金自動預け払い機)の操作による口座振り込みを指示することはありません。

☎948-6839

納税は国民の義務です。市税の納期が過ぎているのに納めていない人は、早めに納付してください。納付が確認できないときは、市税催告センター(納税課へ市役所本館2階内)が電話で納付を呼び掛けます。滞り納した状態が続くと、給与や預貯金、不動産などの差し押さえや、滞納整理の専門機関である愛媛地方税滞納整理機構に移管する場合があります。なお一括納付が困難な場合は、早めに納税課へ相談してください。

**市税の納め忘れはありませんか**

【納付場所】市内金融機関▼コンビニエンスストア▼納税課▼支所▼市民サービスセンター

【必要なもの】納付書

※コンビニエンスストアでの市税の納付は、個人市県民税のみです

※コンビニエンスストア、市民サービスセンターでは納期限を過ぎると納められません

☎納税課 948 6268・6277・6284・6271・FAX 934 1802

主な市税の納期

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	1月
個人市県民税(普通徴収)			1期		2期		3期		4期
固定資産税	1期			2期		3期		4期	
軽自動車税		全期	納期限は各月末(12月のみ25日)(土・日曜日の場合は直後の平日)						

【納期】左表のとおり

**愛媛地方税滞納整理機構**

県内の市町から滞り納税の引き受け、専門的な調査を徹底的に進め、財産があった場合は、滞り納税を行う専門機関です。

☎913-5800・FAX 941-7593

**国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険**

保険料の納付証明書 **電話・ファクス・eメールで交付申請できます**

所得税や市県民税の社会保険料控除を受ける場合などに必要な納付証明書の発行は、各担当課および福祉総合窓口(市役所別館1階)での交付申請に加え、電話、ファクス、eメールでも申請ができます。なお確定申告の期限間近は窓口が混雑しますので、早めに申請してください。

【申請方法】直接または電話、ファクス、eメールで納付証明書が必要な人の住所、氏名、生年月日を下記の各担当課へ

【交付方法】申請受け付け後、納付証明書を無料で郵送します。ただし郵送先は証明が必要な人の住民登録地または各担当課に登録のある書類送付先に限ります。なお証明額は電話、ファクス、eメールでの回答はできません

☎各担当課へ

- 国民健康保険料＝国保・年金課 ☎948-6376・FAX 934-2631・kokuhonenkin@city.matsuyama.ehime.jp
- 後期高齢者医療保険料＝高齢福祉課 ☎948-6406・FAX 934-1763・kourei@city.matsuyama.ehime.jp
- 介護保険料＝介護保険課 ☎948-6966・FAX 934-0815・kaigo@city.matsuyama.ehime.jp